



千葉地本事務所の年末年始業務時間のお知らせ！

「年末年始の体制」については、以下のようになります！

休業日：2023年12月28日～2024年1月4日

基本的に上記が休業日となりますが、可能な限り事務所に常駐できる体制は整えたいと考えています。

しかし、地本執行部などの勤務や職場の取り組み等によって**事務所にいない場合があります**ので、ご理解をお願いします。

なお、地本事務所に問い合わせで連絡が通じない場合は、職場にいる地本執行部、若しくは各機関役員等に問い合わせてください。



新年の通常営業は1月5日(金)から

業務日：月曜日～金曜日の平日 土日祝日は休み

時間：10:00～17:00

